

社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局 高瀬川河川事務所の存続を求める意見書

地方分権改革推進委員会は、平成20年12月8日の第二次勧告で、政府の地方分権、道州制導入、公務員削減の推進を決定した「基本方針2007」の具体化としての地方出先機関の廃止勧告を行いました。その内容は、財界が求める将来の道州制を展望した組織体制を準備するものにほかなりません。

平成21年8月の総選挙で政権党となった民主党政府は、平成22年6月に「地方主権戦略大綱」を閣議決定し、「国の出先機関を原則廃止」することを明らかにしました。この決定は、自公政権時代よりも、一層、財界の要求を取り入れたものです。

さらに、平成22年12月28日の閣議決定では、すべての河川・道路の委譲するための協議を完了させたいと、平成24年の通常国会で関係法案を成立させ、平成26年以内に委譲をするというものです。しかも、河川・道路の中には、これまでの建設国債245兆円も含めて移譲する方針が示されていた。それを11月15日の持ち回り閣議で決定、翌16日に衆議院を解散し、12月16日投票の総選挙で、民主党への批判による漁夫の利を得た自民党が大勝した。政権を得た安倍自公政権は、道州制導入と一緒にすすめることの方針を示しています。

社会資本整備は、日本国民に対して、日本国憲法の下で全国平等の利益を保障するための国の責任と義務をもった事業です。国土交通省東北地方整備局高瀬川河川事務所がおこなっている業務は、日本の特異な地形がもたらす台風・集中豪雨による急激な河川の増水による洪水から、高瀬川流域の地域住民の命と財産を守る河川事業をとおして青森県民の生活基盤を支える重要な治水事業であり、地域と密着した行政機関として任務をもっています。

高瀬川水系では百年に一度の規模の洪水では、想定浸水世帯数約730戸、同面積約2,200haの被害が予想されています。こうした青森県に生活する県民の安全、安心のためにも危険箇所を1日も早く解消することや、全国的に遅れている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに、減災・維持管理に重点配分をする必要があることから、引き続き、高瀬川河川事務所の存続を求めるものであります。

よって、つぎの事項について実現を図ることを求めます。

【項目】

1. 社会資本整備と管理は、引き続き、国の責任で実施すること。
2. 高瀬川の改修・維持管理を担う国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所を存続すること。
3. 全国的に遅れている青森県内の社会資本整備の推進と減災・維持管理に重点的予算配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年 3月13日

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様
衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	平田	健二	様

六ヶ所村議会議長 橋本 猛 一